

## 1 『基本刑法II 各論』と基礎テキスト刑法第4期との対比

『基本刑法II 各論(初版)』・364～365頁(第17講 放火・失火の罪)より	基礎テキスト刑法第4期・429頁(第2部刑法各 第3編社会的法益に対する罪第1章放火・失火の罪)より
<p>イ 燃焼の要否</p> <p>不燃性・難燃性建造物に放火した場合、建造物の独立燃焼に至ることなく、有毒ガスが発生して、人の生命・身体に対する危険が生じ(中略)る。このような場合であっても、独立燃焼していない以上、①説(独立燃焼説)によれば「焼損」を肯定できず、未遂にとどまることになる。</p> <p>(中略)</p> <p>これに対し、先に述べたような危険や実害が発生しているにもかかわらず未遂にとどまるのは不当であるとして、最近、「焼損」に目的物の燃焼を要求しない見解、例えば、燃焼と同様の公共の危険を生じさせる可能性があるときは「焼損」と解すべきであるとする見解が有力に主張されている。(中略)</p> <p>しかし、多数説は、燃焼を前提としない「焼損」を認めることは「焼損」という文言の解釈としては無理があるとして、燃焼を「焼損」の前提としている。</p> <p>裁判例においても、独立燃焼説が維持されている(東京地判昭59・6・22判時1131号156頁&lt;プ421&gt;など)。</p>	<p>(2) 燃焼の要否</p> <p>不燃性・難燃性建造物を放火した場合、独立燃焼に至らなくとも有毒ガスが発生するなどして、人の生命・身体に対する危険が発生しうる。この場合でも、独立燃焼に達していない以上「焼損」にはあらず、未遂にとどまる。</p> <p>これに対し、人の生命・身体に対する危険が発生しているのに未遂にとどまるのは不当であるとして、「焼損」を燃焼と同様の公共の危険を生じさせる可能性があることとする見解が主張されている。</p> <p>もっとも、多数説は、「焼損」という文言上、燃焼を前提としない焼損を認めることは無理であるとしている。</p> <p>不燃性・難燃性建造物の放火の事案において、裁判例も独立燃焼説を維持している(東京地判昭59.6.22)</p>